

年に1度は健康診断を受けましょう

健康診断の受け方	健診結果の提出
<p>①「特定健診受診券」を使って特定健診を受ける。 (特定健診対象者のみ) 次の9都県にある、当組合と「特定健診に関する契約(集合契約)」をしている施設で受けられます。 受診可能な健診施設は、組合ホームページをご覧ください。 9都県・・・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・新潟県・長野県・東京都・千葉県・神奈川県 ※東京・千葉・神奈川の施設を希望される方は、お問い合わせください。</p>	<p>不要 健診施設より組合へ提出があるため</p>
<p>②組合の契約健診施設で人間ドック等を受ける。 *1万円以上の健診を受けると、受診時に窓口で健診費用から補助金額が差し引かれ、窓口負担が軽くなります。 *契約施設は組合ホームページで確認するかお問い合わせください。</p>	<p>不要(当日補助金を利用した場合) 健診施設より組合へ提出があるため</p> <p>必要※(当日補助金利用のない場合) 健診施設より組合へ提出がないため</p>
<p>③組合と契約健診施設以外の施設で人間ドック等を受ける。 *1万円以上の健診を受けた場合、後日人間ドック等補助金を申請できます。 *全国どこの施設でも対象になります。</p>	<p>必要※ 健診施設より組合へ提出がないため</p>
<p>④組合の巡回健診(令和2年度は中止となりました) 令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止となりました。 ご不便をおかけし申し訳ありませんがご了承ください。</p>	<p>不要 健診施設より組合へ提出があるため</p>

※提出いただくもの：健診結果票のコピーと質問票又は特定健診データ入力シート(問診・健診項目記入済のもの)
特定健診データ入力シートと質問票は組合ホームページ(トップページ、ピックアップ)よりダウンロードできます。

健診結果等の個人情報は、組合で適正に管理し、集計・分析・保健指導・受診勧奨等の保健事業の目的で使用いたします。

人間ドック等補助金について

10,000円以上の健診を受けた場合、**1会計年度(4月～翌年3月まで)1回、右表に掲げる金額の範囲内で支給**されます。ぜひご利用ください。

- ・申請方法や契約健診施設の最新情報はホームページをご覧ください。
- ・自己負担した費用が補助金額未満の場合は実費分まで補助となります。
- ・異なる施設等で健診を受けた場合でも補助金は年1回の支給となります。
- ・事業所健診を受診した(または受診予定の方)はその際の補助金申請の有無を事業所内でご確認ください。

※補助金を年度内で重複して利用していることが確認された場合は返還請求いたします。ご注意ください。

資格区分	補助金額
税理士・勤務税理士	40,000円
職員	30,000円
家族・75歳以上の組合員	20,000円

